

国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要綱

制 定 令和8年3月31日 環自野発第26033114号

1 目的

ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）について、令和5年度には統計のある平成18年度以降最も多い人身被害件数を記録し、人の生活圏へのクマの侵入が、国民の安全・安心を脅かしている。こうした状況を踏まえ、令和6年にクマを指定管理鳥獣に指定するとともに、令和7年9月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）を改正し、新たに市町村による緊急銃猟制度を創設したところである。また、令和7年度には令和5年度を超える人身被害が発生したことから、令和7年11月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策パッケージ」を策定し、政府としてクマ被害対策を戦略的に実行していくこととしている。クマによる被害防止対策を効果的に進めるには、人とクマの空間的なすみ分けを図っていく必要があり、都道府県又は市町村が実施する、地域の実情に応じた取組への支援が必要となっている。

国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金により実施する事業（以下「補助事業」という。）は、クマの生息する国立・国定公園及びその周辺地域における訪日外国人旅行者の安全・安心を確保し、持続可能な観光地域づくり等を推進するために、鳥獣対策における高度な専門的知見を持つ人材の育成・確保の取組及びクマの出没時の体制構築やクマの適切な保護管理を図り被害を防止するための総合的な対策の取組、法第34条の2に基づく緊急銃猟の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県又は複数の都道府県が参加する連携協議会（以下「協議会」という。）に交付することにより、都道府県又は市町村によるクマの捕獲や被害の防止対策等を強化し、我が国の安全・安心を確保することで、観光資源である国立・国定公園等への訪日外国人旅行者による利用増進及び生物多様性の確保に寄与することとする。

2 補助事業の実施方針

本補助事業は、都道府県、協議会（以下「都道府県等」という。）又は市町村における科学的・計画的なクマの管理の強化を図り、1に掲げる目的の達成に向け、地域の実情を踏まえつつ各種関連対策との連携の下に訪日外国人旅行者の増加等を実現するものとする。

3 補助事業の実施主体

都道府県等又は市町村（実施要領で別に定める要件を満たしたものに限り）

4 補助事業の内容

本補助事業の対象となる事業内容は、次の（1）及び（2）に掲げるものとする。

（1）鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- 1) 都道府県等が行う次の事業
 - ア 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成。
 - イ 指定管理鳥獣管理専門人材の配置。
 - ウ 緊急銃猟対応等実務者の育成・配置。
 - エ 危険鳥獣出没時の体制構築事業。
 - オ ア、イ、ウ及びエの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。
- 2) 市町村が行う次の事業に対して都道府県が間接補助する事業
 - ア 前項ウ及びエの事業。
 - イ アの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

(2) クマ総合対策事業

- 1) 都道府県等が行う次の事業
 - ア 法第7条の1に基づく第一種特定鳥獣保護計画及び法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下併せて「特定計画」という。）又は法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）の検討・策定並びに協議会における広域的な保護・管理の方針の検討・策定。
 - イ 法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定している又は当該事業を実施する年度内において当該事業を実施するまでに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することが確実であると見込まれるものに限る。）。
 - ウ 市街地・集落等及びその周辺における出没の防止又は対応のために必要な取組。
 - エ イ及びウの事業に係る結果の把握及び評価に必要な調査・検討、並びにア、イ及びウの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。
- 2) 市町村が行う次の事業に対し都道府県が間接補助する事業
 - ア 法第9条の許可を受けて行う捕獲等の実施。
 - イ 法第34条の2に基づく緊急銃猟の実施。
 - ウ 前項ウの事業。
 - エ ア、イ及びウの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

5 採択要件

- (1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業
補助事業の実施主体のうち都道府県においては、クマの特定計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。
- (2) クマ総合対策事業
補助事業の実施主体のうち都道府県においては、特定計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。また、都道府県が市町村（間接補助事業者）に間接補助する場合（ただし、4（2）2）イ及びエにおけるイの事業に関連する取組

を除く。)は、当該都道府県において、特定計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。

補助事業の実施主体のうち協議会においては、広域的な保護・管理の方針を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。

都道府県が4(2)1)イを実施しようとする場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。また、市町村が4(2)2)アを実施しようとする場合は、市町村が所在する都道府県が特定計画を策定しており、市町村捕獲計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること。

6 補助金事業の実施手続

- (1) 都道府県等は、環境省自然環境局長が別に定めるところにより、補助事業の計画(以下「補助事業計画」という。)を作成し、環境省自然環境局長に提出して承認を受けなければならない。ただし、地域の実情に応じて補助事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、環境省自然環境局長が別に定めるところにより、交付決定前着手届を作成し、補助事業計画と併せて環境省自然環境局長に提出することで事業に着手できるものとする。
- (2) 都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を変更した場合又は適切にクマによる被害防止を行うために必要があると認める場合には、補助事業計画を変更できるものとする。この場合において、環境省自然環境局長が別に定める重要な変更該当するときは、(1)を準用して手続を行うものとする。ただし、補助事業の目的の達成や事業の遂行に関係のない細部の変更、交付決定額の範囲内で緊急的に事業を実施した場合(緊急銃猟の実施等)の変更であるものはこの限りではない。
- (3) 都道府県等は、4(2)1)アにある広域的な保護・管理の方針を策定又はこれを変更した場合には、環境省自然環境局長に報告しなければならない。

7 事業の評価

- (1) 都道府県等は、補助事業(間接補助事業を含む)が終了したときには、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画又は市町村捕獲計画の目標の達成度や効果、妥当性、特定計画又は広域的な保護・管理の方針における目標への寄与の程度等について評価、検証を行い、評価の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で補助事業の評価報告書を作成し、翌年度6月30日までに環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室及び地方環境事務所等に1部ずつ提出すること。また、捕獲に関する報告書は、環境省自然環境局長が別に定めるところによる。

なお、評価報告書を期限内に提出できないと見込まれる場合は、その理由及び提出予定時期等を書面にて環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室に報告の上、その指示を受けるものとする。

- (2) 事業評価を行った都道府県等は、その結果を公表するものとする。

8 助言及び指導等

- (1) 環境省自然環境局長及び地方環境事務所長等は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。
- (2) 環境省が、補助事業の実施に資するため、事業の実施効果等に係る必要な事項に関する調査を実施する場合は、都道府県等は協力するものとする。

9 国の支援措置

環境省は、予算の範囲内において、補助事業の実施に必要となる経費の一部について、事業実施主体に補助金を交付するものとする。

10 委任

補助事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、環境省自然環境局長等が別に定めるところによるものとする。

11 他の施策等との関連

補助事業の実施に当たっては、指定管理鳥獣対策事業交付金（平成 27 年 4 月 10 日環自野発第 1504103 号）を活用して実施する取組のほか、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づく市町村の被害防止施策等の他の鳥獣被害に係る施策や環境に配慮した施策等の連携等に配慮するものとする。